

IV 費用徴収について

1 入所者本人分

(1) 費用徴収額の算定方法

法第 11 条に規定する措置に要する費用にかかる法第 28 条の規定による徴収金の額は、月額によって決定するものとし、その徴収額は、当該被措置者の対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とする。ただし、月の中で施設に入所し若しくは退所し、又は転入した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額（円未満切捨て）とする。

$$\text{費用徴収基準月額} \times \text{当該月の実措置日数} \div 30 \text{ 日又は当該月の実日数}$$

(2) 「対象収入」について

(原則) 前年(1~12月)の収入として認定するもの^{※1} - 必要経費^{※2}

①年金等



②財産収入



家賃等

③利子・配当収入



④その他収入



①租税



②社会保険料

③医療費

④仕送り

⑤災害による資産損害補填



⑥借金返済

⑦ほ装具等

※1 「(3) 収入として認定するもの」を参照。「(4) 収入として認定しないもの」を除く。

※2 「(5) 必要経費」を参照

ただし、前年に比した収入の減少、不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合は、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することができる。前年の対象収入を把握するにあたって、1月ないし6月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年分の対象収入により階層を決定するものとする。

(3) 収入として認定するもの

① 年金、恩給等の収入

- イ 年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を収入として認定すること。
- ロ 年金、恩給等の収入には、公的給付であるか私的給付であるかを問わず、被措置者が受給権を有する定期的な給付は、「収入として認定しないもの」を除きすべて含まれる。
したがって、労働者災害補償保険（休業補償給付、障害補償年金等）、企業退職年金、私的終身年金保険、入所前の勤労所得（給与所得金額を収入として認定する。）、雇用保険（失業給付の基本手当）等は、これに該当する。なお、老人保護措置費に係る「加算の特例」等の年金給付に代替して支給される性格の給付もこれに該当する取扱いとする。
- ハ 年金、恩給等の収入とすべき時期は、その年金、恩給等の支給の基礎となる法令、契約、規程等により定められた支給日とする。なお、さかのぼって年金、恩給等の受給権が生じ、1年分を超える年金、恩給等を受給したときは、1年分のみを収入として認定する。
- ニ 外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、所得税における取扱いに準じて、原則として支給日の相場により行う。
- ホ 年度途中で年金等の額に改訂があっても、当該年度中に差額が支給されなければその分は収入として認定しない。

② 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

③ 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

④ その他の収入

- イ 不動産、動産の処分による収入、その他の収入（老人ホーム入所前の臨時的な収入は除く。）については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。
- ロ 譲渡所得、山林所得、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）等が該当するが、この場合の「課税標準として把握された所得の金額」とは、所得税法第22条第1項に規定する総所得金額、山林所得金額等のうちこれらの所得に係るものをいう。なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額をいう。

<参考>

長期譲渡所得

その年の1月1日において所有期間が10年を越えるものを譲渡した場合は、他の所得と区分し、譲渡所得の金額から長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額に対し所得税を課する。

短期譲渡所得

その年の1月1日において所有期間が10年以下のものを譲渡した場合は、他の所得と区分し、譲渡所得の金額に対し、次に掲げる金額のいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

ハ 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。

(4) 収入として認定しないもの

- ① 臨時的な見舞金、仕送り等による収入
- ② 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭
- ③ 施設からいわゆる個人的経費として支給される金銭
- ④ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ⑤ 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額
- ⑥ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される福祉手当等老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭
- ⑦ 児童手当法により支給される児童手当等法令により被措置者の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ⑧ 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
- ⑨ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でない判断される金銭

(5) 必要経費

- ① 所得税、住民等の租税（ただし、固定資産税を除く。）
例示されている租税以外の必要経費として認められる租税には、相続税、贈与税が該当し、その他の租税は市町村長が特別の事情があると認めた場合について該当する取扱いとする。
- ② 社会保険料又はこれに準ずるもの
イ 社会保険料とは、国民健康保険の保険料、国民健康保険税等、所得税法第74条第2項に規定するものをいう。
ロ 社会保険料に準ずる者には、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、

控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金が該当する。

③ 医療費（差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし保険金等で補てんされる金額を除く。）

イ 医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取扱う。したがって、通院費、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師による施術費は医療費に含まれるが、疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費は医療費に該当しない。

ロ 医療費は、支払った医療費の総額から保険金等で補てんされる金額を控除した額の全額について、必要経費として認められるものであり、所得税法における控除額の取扱いと異なるものである。

ハ 医療費の額の算定に当たって医療費を補てんする保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行うものとする。この場合において後日、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なることとなったときは、その判明した日の属する月の翌月初日をもって変更決定を行う。なお、その際の差額の取扱いについては、費用徴収基準の取扱細則第1、5（3）によるものとする。

<留意点>

	必要経費として認定するもの	必要経費として認定しないもの
医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差額ベッド料 ・ 寝具貸付料 ・ 治療材料（医師の証明等の添付が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書料 ・ オムツ代^{※1} ・ 洗濯料 ・ 電気器具使用料 ・ 電話使用料 ・ 衛生費 ・ 健康診断料、人間ドック料
付添看護料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付添料 ・ 付添食事代 ・ 付添寝具代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準看護病院に入院中の被措置者の付添看護料
通院費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院のための公共交通機関の交通運賃^{※2} ・ 施設から病院までのタクシー代^{※3} 	

※1 オムツ代は入院患者日用品として老人保護措置費で対応しており、入院患者日用品を超えた軽費であっても、必要経費として認定しない。ただし、入所後入院した場合のオムツ代については、医師の証明がある場合につき認める。

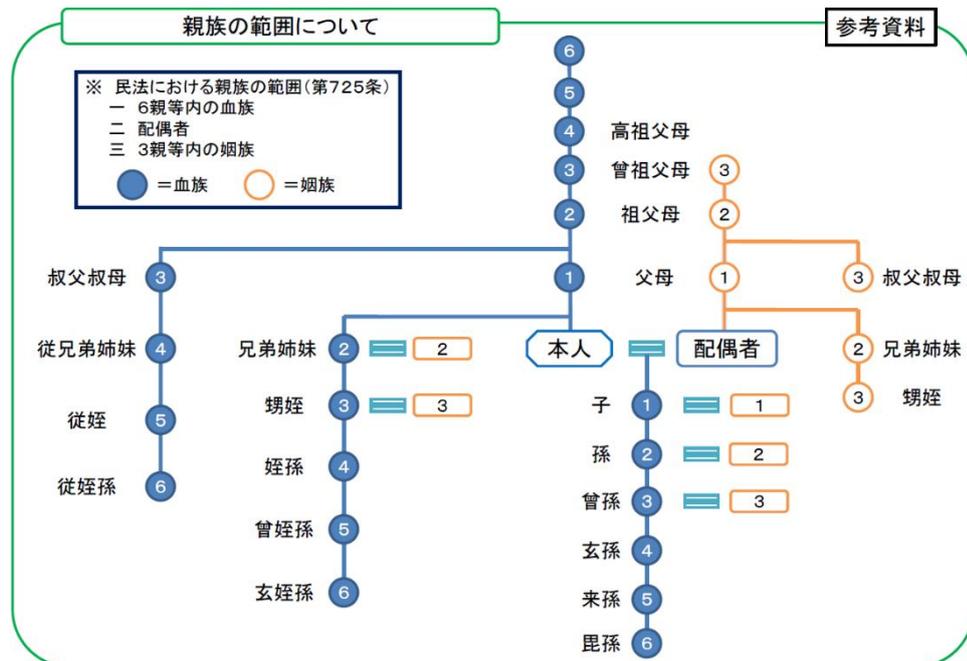
※2 施設の特性、対象者の事情等を勘案し、真にやむを得ないと認められる場合のみ

※3 認定の際には、医師の証明または施設長の証明を添付させること。ただし、バス等で通院可能な状況にある場合には、必要経費として認定しない。

④ 配偶者その他の親族が被措置者の仕送りにより生活している場合において必要とされる仕送りのための費用

イ 配偶者その他親族の範囲は、原則として配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は民法に定める扶養義務者とするが、特別の事情がある場合には、民法第 725 条に規定する親族までとすることができる。

- ・民法第 877 条に定める扶養義務者・・・直系血族及び兄弟姉妹
- ・民法第 725 条・・・6親等内の血族、3親等内の姻族¹¹



ロ 仕送りのための費用については、その地域における標準的な生計費を参考として、市町村が設ける限度額から仕送りを受ける配偶者等の収入を控除した額の範囲内においてその実際の仕送り額を特別の必要経費として認める。なお、この限度額の決定は市町村長の判断により行うものであるが、努めてその算定の基本的考え方を都道府県単位で統一するものとする。

- ・限度額は生活保護基準額の 1.5 倍

ハ 被措置者の仕送りにより生計を維持されている配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ租税、社会保険料、医療費として必要経費と認める。

ニ 配偶者等が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合における標準的な生計費は、いわゆる個別的日常費に相当する額とし、軽費老人ホームに入所している場合には個別的日常費に相当する額に軽費老人ホーム利用料を加えた額として取扱うものとする。

¹¹ 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/dl/s1027-8b.pdf>

<留意点>

- (イ) 仕送りの認定は本人の申告があった場合に限る。
- (ロ) 仕送り認定の際には、仕送りを受けた者の収入額（年金、農業所得等）を調べておくこと。また、仕送りを受けた者が税法または健康保険上の被扶養者になっていないかも調べておくこと。
- (ハ) 老人ホームに入所した年における出身世帯への仕送りの認定については、前年における仕送りの実態がないので原則として、必要経費とは認められませんが、入所前において、入所者の収入により配偶者等の生計が維持されていることが明らかであって、入所者から配偶者等へ仕送りしなければ当該出身世帯が生活保護に陥ることとなるような場合には、必要経費として仕送り額を認定して差し支えない。
- (ニ) 仕送り方法については、銀行振込、現金書留、施設においての第三者立会いによる現金引渡し等が考えられる、証拠のないスタイルは認められない。また、証拠書類は必ず徴収すること。

- ⑤ 災害により資産が損害を受けた場合において、これを補てんするために必要とされる費用
- ⑥ やむを得ない事情による借金の返済
やむを得ない事情による借金の返済としては、原則として入所前の被措置者本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済（住宅ローンの返済、生活福祉資金の返済等）の場合に限り認められるものであるが、入所後において配偶者等が被措置者の仕送りにより生計を維持されている場合であって、医療費等不意に支出せざるを得ない状況のもとにおいて、借金をしている場合の返済についても同様の取扱いをしてさしつかえない。
- ⑦ 自己の日常の用に供されるほ装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が被措置者にあると市町村長が認めるときは、その額を特別の必要経費として認定することができること。
- ⑧ その他の必要経費
 - イ 必要経費には、被措置者の意志により任意に負担するもの（例：交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄附金等の費用）は該当しない。老人ホーム入所前の生活費、軽費老人ホーム利用料等、入所により支出する必要のなくなる費用も同様とする。
 - ロ 離婚に伴う慰謝料の支払は、必要経費として認めることができる。
 - ハ 生命保険料は原則として必要経費に該当しない。しかしながら、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益をうけるものについては、必要経費として認めることができる。

- ニ 住宅維持費（損害保険料を含む）は、原則として必要経費に該当しない。しかしながら、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることができる。
- ホ 必要経費の認定は市町村長が行うが、その認定の際領収書等のないものについては、施設長の証明によってさしつかえない。

（6）年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合の取扱い

- ① 前年に比した収入の減収、不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難になると市町村長が認めるときは、その事情の生じた時点を含む都市における年間収入又は必要経費を推定し、これにより求めた対象収入に基づき階層区分の変更を決定することができる。
- ② この階層区分の変更は、例外措置であるので原則として、被措置者からの申立てにより行うこととするが、被措置者が生活保護法による医療扶助を受ける等、明らかに階層区分の変更が必要と認められる場合には申立ての有無にかかわらず変更決定を行うこととする。
- ③ 申立てがあったときは、書類に所要事項を記載してもらい、その妥当性を判断して決定する。なお、収入が減少した場合に必要経費についてその年の推定を行う必要はなく、また、必要経費が増加した場合に収入をその年の推定額におきなおさなければならないものではない。
- ④ 階層区分の変更は、変更が必要と認められる月（その月分を納入済みのときは、その翌月）から行うこととする。なお、入院により多額の医療費を必要とする場合には、入院した月については従前の階層区分で日割計算により徴収を行い、入院期間中は徴収せず、退院時において、階層区分の見直しを行う等の取扱いをしてさしつかえない。
- ⑤ ①～④の取扱いは、（以下「主たる扶養義務者」という。）についても同様とする。

（7）その他

- ① 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者にかかる老人保護措置費の支弁費（一般事務及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く）の合算額をいう。）を超える場合には、当該支弁額とする。
- ② 養護老人ホームの3人部屋入居者については、費用徴収基準月額から10%、4人部屋入居者については20%、5人及び6人部屋入居者については30%、7人部屋以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額した額を費用徴収基準月額とする。この場合、100円未満は切捨てとする。
- ③ 養護老人ホームの3人部屋以上の部屋の入居者に係る暫定措置の適用については「140,000」は「 $140,000 \times (1 - \text{減額率})$ 」とする。
- ④ 養護委託については、養護老人ホームの暫定措置を準用するものとする。

2 扶養者義務分

(1) 費用徴収額の算定方法

扶養義務者分については、税額等による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とする。ただし、月の途中で施設に入所し若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し若しくは転出した被措置者にかかるその入退所し、又は転出した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額（円未満切捨て）とする。

$$\text{費用徴収基準月額} \times \text{当該月の実措置日数} \div 30 \text{日又は当該月の実日数}$$

主たる扶養義務者の前年分の所得税の課税状況を把握するにあたって、1月ないし6月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定するものとする。

(2) 主たる扶養義務者

- ① 「主たる扶養義務者」の認定は被措置者の扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。④において同じ。）のうち、配偶者及び子について行う。養子は、縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得し、養親等の扶養義務者となるが、実親及びその親族との間には何等の影響を及ぼさず、その扶養義務者としての地位は失われるものではない。
- ② 「主たる扶養義務者」となる被措置者の配偶者又は子は、原則として、被措置者が入所の際被措置者と同一世帯にあった者（住居等の関係で別居していたが、主としてその配偶者又は子の仕送りにより被措置者が生計を維持していた場合等社会通念上同一世帯と同様と認められる者を含む。以下「出身世帯員」という。）とする。世帯とは、社会生活上現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をいい、世帯の認定については、生活保護法の取扱いに準じて行うものとする。なお、養護老人ホームへの入所措置にあたり、いわゆる世帯分離の取扱いをした場合であっても、これは入所要件に関する便宜的な取扱いであり、別世帯として認めることはないので、あくまでも同一世帯であることには変更がないものである。
- ③ ②により「主たる扶養義務者」となり得る者が2人以上ある場合は、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
- ④ 出身世帯員でない被措置者の配偶者又は子は、被措置者が入所の際、同一世帯に属していた被措置者の扶養義務者がいない場合に限り、次に定めるところにより、「主たる扶養義務者」とする。
イ 当該配偶者又は子の所得税又は住民税の所得割の計算について、被措置者が所得税法第2条第1項第33号若しくは地方税法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は所得税法第2条第1項第34号若しくは地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族となっている場合は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。

- ロ 当該配偶者又は子が健康保険、船員保険又は国家公務員等共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の被保険者又は組合員であって被措置者がこれらの制度の給付について当該配偶者又は子の被扶養者となっている場合（イに該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。）には、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
 - ハ 当該配偶者又は子の給与の計算について被措置者が扶養親族として一般職の職員の給与等に関する法律第 11 条に規定する扶養手当その他これに準ずる手当の支給対象となっている場合（イ又はロに該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。）は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。この場合において、「主たる扶養義務者」となり得る者が 2 人以上あるときは、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
 - ニ イからハまでのいずれかに該当する被措置者の配偶者又は子がない場合は、被措置者への仕送りの状況、被措置者との間の資産面での関係の深さ等を勘案し、社会通念上、主たる扶養義務者と認められる被措置者の配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
- ⑤ ③の場合における「主たる扶養義務者」の認定は、毎年度見直しを行うことを原則とするが、主たる扶養義務者が死亡又は行方不明になった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月初日をもって見直しを行うこととする。
- ⑥ ④の場合における「主たる扶養義務者」の認定については、見直しを行わない。
- ⑦ 扶養義務者の内、下記の者は費用徴収の対象となる扶養義務者の例外とする。
- イ 社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者
 - ロ 被措置者の生活歴等から特別の事情があり明らかに扶養できない者
 - ハ 虐待等の経緯がある者等の当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより被措置者との関係を悪化させると想定される者

（⑦記載内容の考え方）

以下の理由から生活保護と同様に扶養義務者の例外とすることが必要と考え、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通達 令和 6 年 3 月 29 日最終改定）第 5 「扶養義務者の取扱い」の 2 「扶養能力の調査について」の（問第 5 の 2）を参考に記載したものである。

- （理由 1）生活保護行政において、扶養義務の履行については「保護に優先する」とされ、「保護の条件ではない」とされているため。
- （理由 2）養護老人ホームへの入所措置について、扶養義務者に対して費用徴収を求めることは、法第 28 条によればあくまでも「できる」規定であるため。
- （理由 3）措置者（市町村）が扶養義務者に対して費用徴収を強く求めることは、実質的に措置の条件として働くため、昨今の福祉事情と逆行していると考えられるため。

(3) 主たる扶養義務者に該当するかの確認方法

- ① (2)の④のイについて
当該配偶者又は子の源泉徴収票等から確認すること。
- ② (2)の④のロについて
国民健康保険加入の有無を市町村担当課で確認し、加入していない場合は保険証又は組合員証の写しを提出してもらう。
- ③ (2)の④のハについて
事業主もしくは給与支払者の証明書等により確認する。
- ④ (2)の④のニについて
これまでの生活歴、当事者の関係あるいは入所直近の生活実態を民生委員等関係者の意見を参考に十分把握のうえ認定する。

(4) 主たる扶養義務者の負担能力に著しい変動があった場合

1 (6)と同様に取り扱う。

(5) その他

同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合には、最初に措置された者に着目して費用徴収基準月額を決定する。費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る老人保護措置費の支弁額（その被措置者が徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額）を超える場合には、当該支弁額とする。

3 その他

(1) 被措置者が死亡した場合

措置者又はその主たる扶養義務者からの徴収金は、死亡した日までの日割りにより計算する。なお、被措置者に係る徴収金の納入告知等は、その相続人に対して行う。

(2) 主たる扶養義務者が死亡した場合

(1)と同様に取り扱う。

(3) 徴収金の額に誤りがあった場合

変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。ただし、被措置者又はその主たる扶養義務者については、次のように取扱うことができる。

- ① 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が高い場合
誤認を発見した日の属する月の翌月初日をもって徴収額の変更決定を行う。ただし、明らかに被措置者又はその主たる扶養義務者の責に帰すべき事由により徴収額を誤って決定した場合には変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。
- ② 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が低い場合
変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。既に納付済の徴収金があるときは、その差額分を返還（還付又は充当）する。

V 措置の現状と課題

1 市町村における措置の状況について¹²

(1) 措置率^{*}の状況

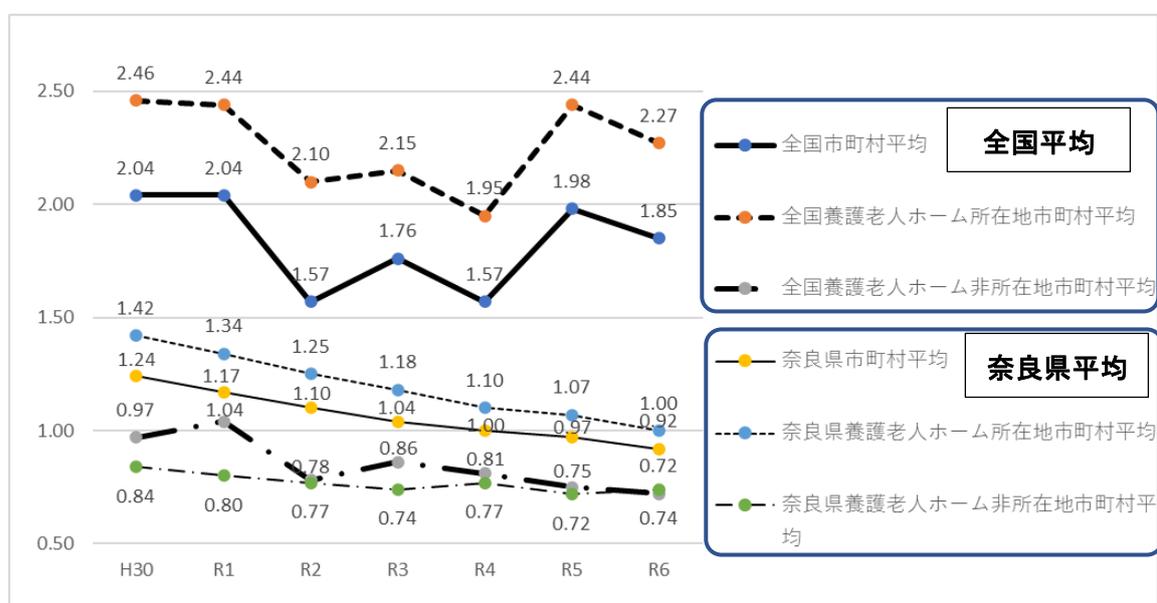
奈良県における令和6年4月1日時点の措置率は0.92%である。同時点の全国平均の措置率(1.85%)と比べると0.93%低く、奈良県の措置率は全国平均の約半分となっている。

また、県内における措置率の7年間の推移を見ると、養護老人ホーム所在地市町村で▲0.42%、非所在地市町村で▲0.10%減少し、養護老人ホーム所在地市町村における減少幅が特に大きい。

※措置率＝養護老人ホームへの被措置者数÷65歳以上人口

措置率の数値が小さいため単位はパーミル（千分率）

措置率の全国比較



※全国の市町村措置率については、回答施設数は⑩93.7%①89.9%②87.2%③93.5%④85.1%⑤R5・87.7%⑥R6・88.6%であり、回答率が100%であった都道府県における市町村平均措置率としている（回答率が100%であった都道府県数⑩29①32②9③30④17⑤21⑥28）。

¹² (公社)全国老人福祉施設協議会「令和5年度 養護老人ホーム 被措置者数等調査結果」等の同協議会による全国調査資料

(2) 被措置者数の状況

奈良県における令和6年4月1日時点の被措置者数は385人であり、65歳以上人口が7年前の平成30年と比較して3.7%増加しているにもかかわらず(㊶407,817人㊶422,708人)、被措置者数は23.9%減少(㊶506人から121人減少)している。

市町村名	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			7年前比 y±c						
	措置者数	65歳以上人口	措置率	措置者数	65歳以上人口	措置率	措置者数	65歳以上人口	措置率	措置者数	65歳以上人口	措置率	措置者数	65歳以上人口	措置率	措置者数	65歳以上人口	措置率	措置者数	65歳以上人口	措置率							
奈良県	100	107,065	0.93%	100	108,510	0.92%	100	108,510	0.92%	100	107,774	0.93%	100	110,261	0.91%	100	111,711	0.90%	100	111,692	0.89%	100	112,150	0.89%	▲0.05%			
大和郡	43	16,655	2.58%	36	16,872	2.13%	35	17,051	2.05%	31	17,137	1.81%	29	17,182	1.69%	24	17,115	1.40%	24	17,182	1.40%	25	17,120	1.46%	▲0.12%			
磯山町	20	17,339	1.15%	16	17,544	0.91%	19	17,654	1.08%	20	17,741	1.13%	22	17,804	1.24%	31	17,804	1.74%	34	17,817	1.91%	38	17,824	2.13%	▲0.96%			
宇陀市	14	11,949	1.17%	18	12,068	1.50%	17	12,043	1.41%	18	12,131	1.48%	16	12,135	1.32%	16	12,051	1.24%	15	12,051	1.24%	15	11,975	1.25%	▲0.98%			
山添町	2	1,627	0.12%	1	1,623	0.06%	0	1,622	0.00%	0	1,626	0.00%	0	1,635	0.00%	0	1,618	0.00%	0	1,618	0.00%	0	1,599	0.00%	▲0.91%			
川西町	1	2,849	0.03%	1	2,813	0.03%	1	2,824	0.03%	0	2,830	0.00%	0	2,813	0.00%	0	2,813	0.00%	1	2,813	0.03%	1	2,896	0.35%	▲0.01%			
宇陀市	3	2,411	0.12%	3	2,449	0.12%	3	2,449	0.12%	3	2,442	0.12%	3	2,411	0.12%	3	2,418	0.12%	3	2,418	0.12%	3	2,411	0.12%	▲0.00%			
田原町	2	7,712	0.02%	8	8,813	0.09%	7	8,930	0.08%	7	8,930	0.08%	6	10,022	0.06%	6	10,088	0.06%	4	10,070	0.04%	4	10,083	0.04%	▲0.51%			
御所町	0	708	0.00%	0	697	0.00%	0	704	0.00%	0	707	0.00%	0	700	0.00%	0	700	0.00%	0	689	0.00%	0	678	0.00%	▲0.91%			
御所町	1	925	0.08%	1	917	0.09%	1	910	0.11%	0	901	0.00%	1	891	0.13%	1	884	0.00%	0	884	0.00%	0	884	0.12%	▲0.30%			
合計	81	64,124	1.26%	84	64,824	1.30%	83	65,280	1.27%	84	65,647	1.28%	84	65,647	1.28%	87	65,158	1.33%	81	65,545	1.24%	87	65,383	1.33%	▲0.09%			
大和郡	35	26,887	1.30%	33	27,298	1.21%	32	27,610	1.16%	33	27,857	1.18%	29	28,053	1.03%	33	27,935	1.18%	33	27,935	1.18%	27	27,836	0.97%	▲0.06%			
生駒市	23	32,496	0.71%	23	32,946	0.70%	21	33,451	0.63%	22	33,803	0.65%	20	34,247	0.58%	20	34,557	0.58%	20	34,557	0.58%	17	34,489	0.49%	▲0.42%			
生駒市	3	7,055	0.43%	0	7,055	0.00%	0	7,074	0.00%	0	7,058	0.00%	0	7,116	0.14%	0	7,151	0.14%	0	7,151	0.14%	2	7,104	0.03%	▲0.63%			
三郷町	12	6,919	1.73%	12	6,990	1.72%	11	7,033	1.56%	9	7,112	1.27%	9	7,111	1.27%	9	7,049	1.28%	9	7,049	1.28%	8	7,072	1.13%	▲0.60%			
宇陀市	3	8,385	0.36%	0	8,385	0.00%	3	8,407	0.35%	3	8,407	0.35%	3	8,400	0.34%	3	8,443	0.35%	3	8,443	0.35%	3	8,539	0.35%	▲0.56%			
宇陀市	0	2,383	0.00%	0	2,417	0.00%	0	2,476	0.00%	0	2,465	0.00%	0	2,502	0.00%	0	2,514	0.00%	0	2,514	0.00%	0	2,559	0.00%	▲0.91%			
上牧町	2	7,314	0.27%	2	7,378	0.27%	2	7,483	0.27%	2	7,516	0.27%	2	7,527	0.27%	2	7,520	0.27%	2	7,520	0.27%	2	7,517	0.27%	▲0.01%			
宇陀市	0	6,657	0.00%	0	6,744	0.00%	0	6,835	0.00%	0	6,913	0.00%	0	7,002	0.00%	0	7,002	0.00%	0	7,002	0.00%	0	6,953	0.00%	▲0.91%			
宇陀市	3	6,381	0.46%	0	6,324	0.00%	0	6,347	0.00%	0	6,318	0.00%	0	6,371	0.00%	0	6,371	0.00%	0	6,371	0.00%	0	6,371	0.00%	▲0.01%			
合計	81	104,857	0.77%	84	106,011	0.79%	84	107,214	0.78%	84	108,326	0.78%	88	109,028	0.83%	82	108,859	0.76%	82	108,859	0.76%	82	108,859	0.76%	82	108,859	0.76%	▲0.20%
大和郡	15	19,478	0.77%	11	19,749	0.56%	11	19,913	0.55%	10	20,083	0.55%	12	20,217	0.59%	12	20,299	0.59%	10	20,299	0.59%	10	20,426	0.54%	▲0.37%			
生駒市	50	33,833	1.49%	45	34,076	1.32%	42	34,479	1.22%	41	34,787	1.18%	36	34,997	1.03%	34	35,018	0.97%	34	35,018	0.97%	34	35,174	0.96%	▲0.55%			
宇陀市	16	10,158	1.58%	0	10,158	0.00%	13	10,177	1.28%	10	10,172	0.98%	9	10,168	0.89%	9	10,163	0.89%	9	10,163	0.89%	8	9,983	0.80%	▲0.11%			
宇陀市	5	17,708	0.28%	0	18,017	0.00%	4	18,233	0.22%	0	18,233	0.00%	0	18,202	0.00%	0	18,202	0.00%	0	18,202	0.00%	0	18,000	0.00%	▲0.91%			
宇陀市	4	10,035	0.40%	0	10,044	0.00%	0	10,035	0.29%	0	10,035	0.29%	0	10,035	0.29%	0	10,035	0.29%	0	10,035	0.29%	0	10,035	0.29%	▲0.63%			
宇陀市	14	2,559	5.47%	4	2,584	5.80%	4	2,584	5.80%	4	2,584	5.80%	4	2,584	5.80%	4	2,584	5.80%	4	2,584	5.80%	4	2,584	5.80%	4	2,584	5.80%	▲0.47%
宇陀市	0	2,091	0.00%	0	2,144	0.00%	0	2,144	0.00%	0	2,131	0.00%	0	2,131	0.00%	0	2,131	0.00%	0	2,131	0.00%	0	2,131	0.00%	0	2,131	0.00%	▲0.44%
宇陀市	7	6,323	0.92%	0	6,323	0.00%	0	6,323	0.00%	0	6,323	0.00%	0	6,323	0.00%	0	6,323	0.00%	0	6,323	0.00%	0	6,323	0.00%	0	6,323	0.00%	▲0.49%
合計	111	104,184	1.07%	101	105,650	0.96%	95	106,797	0.89%	84	107,840	0.78%	77	108,550	0.71%	73	108,724	0.67%	69	109,244	0.62%	69	109,244	0.62%	69	109,244	0.62%	▲0.44%
大和郡	52	10,910	4.77%	3	10,910	0.00%	3	10,910	0.00%	3	10,910	0.00%	3	10,910	0.00%	3	10,910	0.00%	3	10,910	0.00%	3	10,910	0.00%	3	10,910	0.00%	▲0.47%
宇陀市	5	3,513	1.42%	0	3,480	0.00%	0	3,443	0.00%	0	3,385	0.00%	0	3,352	0.00%	0	3,352	0.00%	0	3,352	0.00%	0	3,352	0.00%	0	3,352	0.00%	▲0.48%
大和郡	32	5,594	5.72%	4	5,594	0.07%	28	5,594	0.50%	24	5,594	0.43%	18	5,594	0.32%	16	5,594	0.29%	16	5,594	0.29%	12	5,911	0.20%	▲0.59%			
下市町	7	2,461	2.84%	1	2,437	0.04%	4	2,420	1.65%	4	2,376	1.68%	4	2,376	1.68%	5	2,315	1.16%	3	2,277	1.32%	3	2,267	1.32%	▲0.03%			
宇陀市	7	375	18.57%	17	424	4.00%	5	367	13.62%	4	354	11.20%	4	341	11.63%	3	323	9.32%	3	323	9.32%	2	325	8.15%	▲0.54%			
宇陀市	6	672	8.83%	7	699	4.79%	5	669	7.47%	6	696	4.50%	3	650	4.62%	2	646	3.10%	2	646	3.10%	2	639	3.15%	▲0.50%			
宇陀市	2	1,922	10.42%	9	1,918	4.74%	2	1,855	10.31%	2	1,855	10.31%	2	1,855	10.31%	3	1,811	16.57%	3	1,767	16.08%	2	1,767	16.08%	▲0.95%			
宇陀市	4	1,486	2.89%	1	1,459	0.33%	3	1,415	2.03%	4	1,468	2.72%	4	1,399	2.88%	4	1,377	2.88%	4	1,377	2.88%	4	1,349	2.74%	▲0.95%			
宇陀市	1	444	2.25%	1	428	1.01%	1	421	2.38%	1	412	2.43%	1	402	2.48%	1	393	2.54%	1	388	2.58%	1	388	2.58%	▲0.33%			
宇陀市	1	257	3.88%	2	252	3.97%	1	248	4.03%	0	238	4.00%	0	228	4.00%	0	228	4.00%	0	221	4.00%	0	218	4.00%	▲0.81%			
宇陀市	2	846	2.38%	0	816	0.00%	0	775	0.00%	0	754	0.00%	0	738	0.00%	0	730	0.00%	0	720	0.00%	0	711	0.00%	▲0.91%			
宇陀市	4	994	4.02%	2	982	4.07%	2	974	4.18%	4	965	4.23%	3	928	4.27%	3	928	4.31%	3	928	4.31%	3	910	3.29%	▲0.73%			
合計	123	27,743	4.43%	113	27,790	4.07%	110	27,729	3.97%	100	27,575	3.53%	95	27,465	3.45%	89	27,197	3.27%	89	27,197	3.27%	89	27,197	3.27%	▲0.69%			
合計(奈良県平均)	506	407,817	1.24%	482	412,804	1.17%	459	416,789	1.10%	438	420,155	1.04%	422	422,524	1.00%	408	422,010	0.97%	385	422,708	0.91%	385	422,708	0.91%	▲0.33%			
大和郡	399	280,869	1.42%	0	284,616	0.00%	0	287,783	1.05%	0	290,420	1.18%	0	292,420	1.10%	0	292,420	1.10%	0	292,420	1.10%	0	292,420	1.10%	0	292,420	1.10%	▲0.42%
大和郡	107	126,948	0.84%	0	128,188	0.00%	99																					

(3) 定員及び入所率*の状況

奈良県内の養護老人ホームの定員は、平成30年4月1日の850人（12施設）から令和7年4月1日には795人（12施設）に減少（6.5%減）している。7年間で55人減少したため、施設数は変わらないものの概ね1施設分減少したことになる。

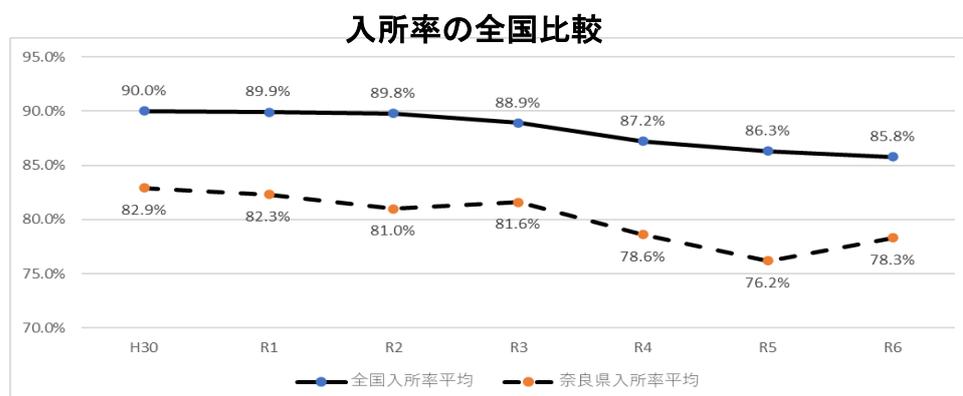
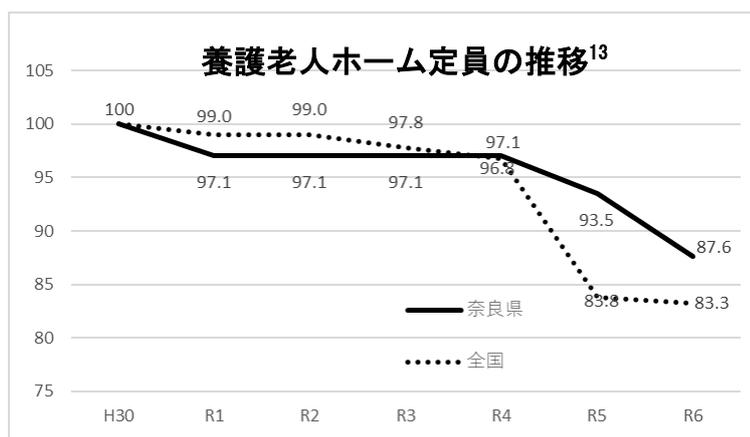
全国においても定員は減少傾向にあり、奈良県の定員の減少割合は令和4年度まで全国とほぼ同じであったが、令和5年度に大きく減少した。

一方、65歳以上人口千人当たり定員数は1.9人と全国平均の1.5人を上回り、全国平均と比較して奈良県は65歳以上人口千人当たり定員数が多いが、入所者数は1.4人と全国平均の1.3人とほぼ同じである。

奈良県内における令和6年4月1日時点の入所率は76.2%であり、全国平均の入所率（85.8%）と比べ7.5%低い状況である。

なお、奈良県内の養護老人ホームでは県外からの措置数が204人（令和6年4月1日時点）と全国で最も多いため、65歳以上人口千人当たり同一都道府県民の入所者数は全国の中でも低い状況である。

※入所率＝養護老人ホームの入所者÷定員



¹³ 厚生労働省「令和6年版高齢社会白書」P.35

https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/zenbun/pdf/1s2s_02.pdf

奈良県「平成30年度 高齢者福祉対策の概要」～「令和5年度高齢者福祉対策の概要」

全国の養護老人ホーム入所率（令和6年度）

都道府県	R6.4.1 養護老人 ホーム定 員(人)	R6.4.1 養護老人 ホーム入 所者数(人)	bのうち 同一都道 府県内か らの入所 者数(人)	bのうち 同一都道 府県外か らの入所 者数(人)	入所率	R6.1.1 65歳以上 人口(千人)	65歳以上 人口千人 当たり 定員数	65歳以上 人口千人 当たり 入所者数	65歳以上 人口千人 当たり同 一都道府 県民の入 所者数
	a	b	c	d	e=a÷b	f	g=a÷f	h=b÷f	i=c÷f
北海道	4,309	3,982	3,975	7	92.4%	1,666	2.6	2.4	2.4
青森県	605	566	532	34	93.6%	420	1.4	1.3	1.3
岩手県	935	857	853	4	91.7%	407	2.3	2.1	2.1
宮城県	581	425	419	6	73.1%	655	0.9	0.6	0.6
秋田県	1,040	862	860	2	82.9%	358	2.9	2.4	2.4
山形県	900	788	787	1	87.6%	359	2.5	2.2	2.2
福島県	1,069	929	928	1	86.9%	589	1.8	1.6	1.6
茨城県	650	444	412	32	68.3%	860	0.8	0.5	0.5
栃木県	668	555	543	12	83.1%	571	1.2	1.0	1.0
群馬県	735	521	488	33	70.9%	582	1.3	0.9	0.8
埼玉県	1,253	845	750	95	67.4%	1,975	0.6	0.4	0.4
千葉県	857	662	619	43	77.2%	1,732	0.5	0.4	0.4
東京都	3,001	2,723	2,679	44	90.7%	3,110	1.0	0.9	0.9
神奈川県	1,057	960	938	22	90.8%	2,338	0.5	0.4	0.4
新潟県	815	685	684	1	84.0%	717	1.1	1.0	1.0
富山県	330	198	193	5	60.0%	332	1.0	0.6	0.6
石川県	700	620	614	6	88.6%	335	2.1	1.8	1.8
福井県	310	262	229	33	84.5%	233	1.3	1.1	1.0
山梨県	490	320	303	17	65.3%	253	1.9	1.3	1.2
長野県	856	791	784	7	92.4%	652	1.3	1.2	1.2
岐阜県	867	600	589	11	69.2%	602	1.4	1.0	1.0
静岡県	1,108	788	786	2	71.1%	1,100	1.0	0.7	0.7
愛知県	1,649	1,441	1,433	8	87.4%	1,884	0.9	0.8	0.8
三重県	1,290	1,136	1,107	29	88.1%	528	2.4	2.2	2.1
滋賀県	525	425	383	42	81.0%	376	1.4	1.1	1.0
京都府	1,019	946	934	12	92.8%	725	1.4	1.3	1.3
大阪府	1,347	1,169	1,044	125	86.8%	2,325	0.6	0.5	0.4
兵庫県	1,816	1,476	1,463	13	81.3%	1,563	1.2	0.9	0.9
奈良県	745	583	379	204	78.3%	421	1.8	1.4	0.9
和歌山県	680	566	549	17	83.2%	306	2.2	1.8	1.8
鳥取県	404	365	343	22	90.3%	178	2.3	2.1	1.9
島根県	1,271	1,141	1,140	1	89.8%	226	5.6	5.0	5.0
岡山県	752	712	707	5	94.7%	565	1.3	1.3	1.3
広島県	1,788	1,725	1,697	28	96.5%	818	2.2	2.1	2.1
山口県	1,032	851	836	15	82.5%	456	2.3	1.9	1.8
徳島県	700	626	602	24	89.4%	244	2.9	2.6	2.5
香川県	865	628	620	8	72.6%	302	2.9	2.1	2.1
愛媛県	1,420	1,186	1,186	0	83.5%	441	3.2	2.7	2.7
高知県	733	672	660	12	91.7%	242	3.0	2.8	2.7
福岡県	2,295	1,976	1,896	80	86.1%	1,422	1.6	1.4	1.3
佐賀県	833	631	613	18	75.8%	250	3.3	2.5	2.5
長崎県	1,390	1,183	1,173	10	85.1%	438	3.2	2.7	2.7
熊本県	1,840	1,595	1,581	14	86.7%	555	3.3	2.9	2.9
大分県	1,093	1,023	1,018	5	93.6%	375	2.9	2.7	2.7
宮崎県	1,803	1,722	1,717	5	95.5%	353	5.1	4.9	4.9
鹿児島県	2,185	2,054	2,048	6	94.0%	525	4.2	3.9	3.9
沖縄県	300	168	166	2	56.0%	349	0.9	0.5	0.5
全国平均	52,911	45,383	44,260	1,123	85.8%	35,712	1.5	1.3	1.2

県外からの被措置者数推移

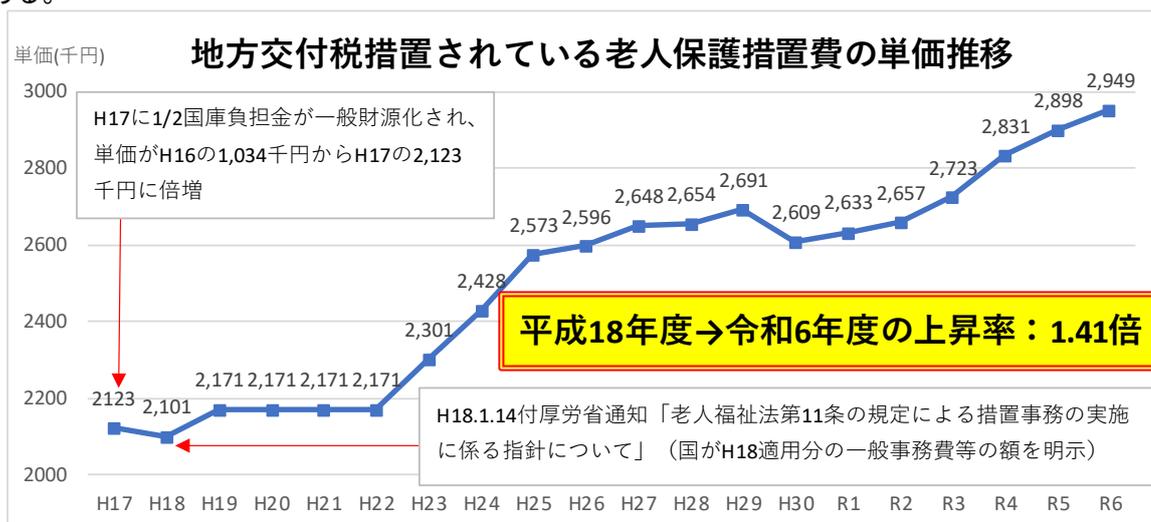
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
京 都 府	117	141	150	158	146	139	132
大 阪 府	59	57	55	59	59	60	62
兵 庫 県	2	2	3	3	3	4	5
三 重 県	3	3	4	4	4	1	1
その他都県	3	3	4	4	3	3	4
合 計	184	206	216	228	215	207	204

(4) 老人保護措置費の単価

老人保護措置費については地方交付税の措置がなされているところである。

平成 17 年度に国の負担金から市町村に対する地方交付税措置により一般財源化されたが、平成 26 年と令和元年の消費税改定や、令和 4 年度及び令和 6 年度の養護老人ホーム職員の処遇改善、平成 17 年度以降の消費者物価指数や最低賃金などの上昇に見合った改定が、奈良県内においてあまり見直しがなされていない状況である。

一方、地方交付税措置されている被措置者 1 人当たりの単価は、平成 18 年度の 2,101 千円から令和 6 年度に 2,949 千円と 1.41 倍になっていることから、適切な単価への見直しが必要である。



(5) 措置の必要性判断

措置の必要性の判断に当たっては、「措置から契約へ」の流れの中で、一般的には契約に基づく介護保険サービスや障がい者支援サービスなどの利用が優先して検討されるべきである。だが、今日においても措置制度が残された意義として、「介護へのニーズというだけでは解決できない環境や生活に対して、特に重複するニーズを抱えている者の受け入れ先としての重要な役割を果たしている」ことが指摘されている。また、法改正により養護老人ホームが自立支援施設として明確に位置付けされたものの、「終の棲家としての役割も果たしてきた養護老人ホームが、自立支援という名のもとで通過地点としての施設に転換することは入所者の入所理由から見ていくと現実的でない」ことも指摘されている¹⁴。

¹⁴ 平成 22 年 3 月清水正美「社会福祉制度転換期における養護老人ホームの位置づけ」より抜粋

具体的にどのような者を措置すべきかは「養護老人ホームの機能」を十分に理解した上で、個々の事案に即して判断することが重要である。

養護老人ホームの機能について¹⁵

■生活支援機能

安全で安心できる、そして生き甲斐のある日常生活を支援する。

■見守り機能

(1) 生活支援に関する「見守り機能」

直接生活を支援する為の見守りであり、事故予防・危険回避と言われているもの。

→ 本人に対し、瞬時・瞬時の対応が必要となる。

(2) 生涯支援に関する「見守り機能」(SW機能)

その人の生涯を見守ろうとするものであり、養護の機能としての一番の特徴。

→ 生涯を通しての生き方を共に考えていく事であり、今までの生きてきた人生を本人と一緒にになって検証し、認め合い、これからの将来に向けての生き方を一緒にになって探求していく。

→ 瞬時・瞬時の対応では無く、話し合い・考え合いながら、利用者と共に作っていく。よって、計画も長期的なものになる。

(出典) 西井秀彌郎先生「養護老人ホームの職員に求められるもの」(「新養護創成」を目指して)より

¹⁵ 平成 25 年 7 月(公社)全国老人福祉施設協議会「養護老人ホームの現状等について」から抜粋

(6) 生活保護制度との関係

生活保護制度は、低所得者対策としての養護老人ホームの措置制度と対象者が重複することが多いが、環境上の理由及び経済的理由により、家庭で養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者は、養護老人ホームに措置することが基本である。

これは、生活保護制度では、他の法律による援助を受けることができる場合には、生活保護より優先して適用するものとされており（生活保護法第 4 条第 2 項）、老人福祉法を優先して適用する必要があるためである。

また、保護費の 3/4 が国庫負担金として交付されるため、生活保護による有料老人ホームへの入居が優先されることがあるが、老人保護措置費は地方交付税により財源措置がなされている。

月の利用料（食費＋管理費＋光熱費等その他実費＋賃料）の合計額が 9 万円程度の低額の有料老人ホームであれば、生活保護費（生活扶助費＋住宅扶助費）による入居が可能であり、さらに、生活保護費が月の利用料を上回っている場合は差額が被保護者の手元に残るため、無年金者などは有料老人ホームへの入居を希望することがある。しかし、有料老人ホームには、主に食事、洗濯、清掃等の生活支援サービスを提供する「住宅型有料老人ホーム」と生活支援サービスに加えて介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた「介護付有料老人ホーム」があるが、「住宅型有料老人ホーム」は職員の配置基準が「必要数」にとどまるため、見守り機能が弱いことに留意する必要がある。

生活保護受給者であっても、アルコール依存症や精神疾患など基本的な生活能力を欠いた状態であれば総合的な「見守り機能」が必要となるため、看護職員や生活相談員、栄養士の配置が義務付けられる養護老人ホームへの入所を検討する必要がある。

なお、生活保護受給者が養護老人ホームに措置された場合は、生活保護は廃止となるのが原則であるが、通院など医療的ケアが必要になったときは医療扶助（単給）を受けることも可能である。生活保護受給者にとって、医療の問題は必ずしも養護老人ホームへの措置の阻害要因とはならないことに留意する必要がある。

【主な職員の配置基準】

職種	養護老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
医師	必要な数	配置義務なし	配置義務なし
生活相談員	常勤換算で入所者 30 人ごとに 1 人	常勤換算で 1 人以上	必要な数
介護職員 (支援員)	常勤換算で入所者 15 人ごとに 1 人	常勤換算で看護職員と合わせて入所者 3 人に 1 人	必要な数
看護職員	常勤換算で入所者 100 人ごとに 1 人	常勤換算で入所者 30 人まで 1 人以上、50 人増すごとに 1 人追加	必要な数
栄養士	1 人以上	配置義務なし	配置義務なし

(7) 奈良県内での新規措置状況

老人福祉法において、養護老人ホームへの措置対象者は「65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅での養護が困難な者」と規定されている。だが、「老人ホームへの入所措置等の指針」において、平成18年の改正前の老人福祉法に規定されていた「身体上若しくは精神上の理由」についても措置の対象であることが明記されており、養護老人ホームへの措置対象者は多岐にわたっている。

市町村別新規被措置者数

圏域	市町村名	R6新規被措置者数 (人)	被措置者数(人) [R7.4.1時点]
奈良	奈良市	13	90
	天理市	2	22
	桜井市	7	37
	宇陀市	2	14
	山添村	0	0
	川西町	0	0
	三宅町	3	3
	田原本町	0	4
	曽爾村	0	0
	御杖村	0	1
小計	14	81	
東和	大和郡山市	4	29
	生駒市	2	17
	平群町	0	1
	三郷町	0	3
	斑鳩町	1	3
	安堵町	0	0
	上牧町	0	1
	王寺町	0	0
	河合町	0	2
小計	7	56	
西和	大和高田市	1	11
	橿原市	3	32
	御所市	0	7
	香芝市	0	0
	葛城市	0	3
	高取町	1	7
	明日香村	0	1
	広陵町	0	2
小計	5	63	
中和	五條市	7	48
	吉野町	0	2
	大淀町	1	12
	下市町	0	2
	黒滝村	0	1
	天川村	0	1
	野迫川村	0	2
	十津川村	0	2
	下北山村	0	1
	上北山村	0	0
	川上村	0	0
	東吉野村	0	3
	小計	8	74
合計	47	364	

養護老人ホーム所在12市町

2 養護老人ホームにおける受入体制について

「措置を受ける側」の状況としては、対応が困難と思われる処遇困難ケースの受入体制について11の項目に分けて調査した結果、「看取り」以外の10項目において「対応可能又は一部可能」と回答した施設がいずれも80%を超えている。

特に、「要介護1・2」の者についてはkの施設が対応可能と回答しており、さらに「要介護3以上」の者については86%の施設が対応可能又は一部可能と回答するなど、現在の養護老人ホームにおいては介護の問題が必ずしも措置の阻害要因にはならないことが確認できる。

また、「アルコール依存」「精神疾患」を抱えた高齢者についても96%の施設が対応可能又は一部可能と回答しており、精神的な問題を抱えたまま自宅での生活が困難となった高齢者や精神病院において長期入院後に退院した高齢者などについても、特に医療的な問題がない限り措置が可能となっている。

さらに、近年問題となっているゴミ屋敷の住人などの「セルフネグレクト」の状態にある高齢者や服役中に高齢化した「更生施設退所者」などについても96%の施設が対応可能又は一部可能と回答しており、施設との事前の調整は必要ながらも、地域での受け入れが困難な高齢者についても措置は十分に可能となっている。

3 処遇困難ケースにおける措置の実例

「措置の対象者の範囲」について共通の認識を形成するために、次のとおり、処遇困難ケースに係る措置の実例について、事案の概要と入所判定のポイントを整理した。

掲載した事例は、事案の概要であり、入所の判定理由を正確に記載していないため、あくまでも参考としてご活用願いたい。

VI 養護老人ホームを活用するための取組

1 契約入所について

養護老人ホームへの入所については、措置対象者としての条件を満たさないが居住に課題を抱える者の受け入れ先が少ないことを踏まえ、収容の余力がある場合に限り取扱人員総数の20%の範囲内で契約入所を認める取扱いとされている。

平成29年10月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国土交通省では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしており、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。

平成30年4月に施行された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを全世代、全対象に拡げていくべく、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を柱の1つとして掲げており、地域共生社会の実現に当たっては、とりわけ住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。

(1) 対象者

居住に課題を抱える者

※ 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

※ なお、契約入所に当たっては、入所措置が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。

<住宅確保要配慮者>

- ① 低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
 - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

(2) 範囲

定員の20%の範囲内

2 地域における公益的な取組について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下、「設備・運営基準」という。）第 28 条において、養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととされている。

平 28 年 4 月施行の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化され、様々な福祉ニーズに対応することが求められていることから、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、これまで以上に積極的な取組の推進が期待されている。

また、平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業」を実施したところですが、この中で、多様化する地域課題に積極的に取り組むことの重要性が報告書として取りまとめられた。

このような状況や、設備・運営基準第 4 条では、養護老人ホームの食堂、集会室等の設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでないこととされていることを踏まえ、以下のとおり、地域における公益的な取組の促進をお願いする。

(1) 取組の内容

社会福祉法第 24 条第 2 項に規定する要件を満たすもの。例えば、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の取組分類では、以下の例が示されている。

- ・ 地域の要支援者に対する相談支援
- ・ 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
- ・ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
- ・ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
- ・ 既存事業の利用料の減免・免除
- ・ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- ・ 地域住民に対する福祉教育
- ・ 地域の関係者とのネットワークづくり